

本證の入室とその特殊形態

樽林皓堂

一、序言

參禪學道に於て最も重要視せられる行事に入室がある。入室には傳法のためのそれと獨參の爲めのそれとがあるけれども、後者の方が一層よく知られてゐるやうである。これを宗派別にすれば概して曹洞宗は傳法の場合に入室の語を用ひ、他派では獨參の場合に多く用ふる。それは前者が本證の三昧を標榜する『辨道法』中心の學道であり、後者が獨參重視の修行法を探る限り當然の傾向と云はなくてはならぬ。勿論『學道用心集』に決擇身心。自有兩般。參師問法。與功夫坐禪ニ矣。聞法者。遊化于心識。坐禪者。左ニ右手行證。是以入ニ於佛道。尙不_レ可_ニ捨_レ一而承當。とあつて問法と坐禪とは不可分の關係にあるけれども、この問法を以て直ちに所謂獨參を意味するとのみ考へてはならぬ。この問法とは上堂であれ、小參であれ、請益であれ、乃至普說であれ、凡そ參學に於て實す一切を總括したるものである。從て今の文意は坐禪には必ず公案を課題として恒審思量し、獨參に依る師家の勘辨を経べしと云ふことにはならぬであらう。以下少し洞上の特色ある入室に就て語るのであるが、實踐宗乘研究會の目的は元來、儀式行事の研究を目指すものであつた筈であるから、この一文も會旨に副ひ得るであらうことを信ずるものである。

本證の入室とその特殊形態

ニ、入室の時處

まづ入室一般に就て語る中、第一にその時處に就て述べやう。入室の場所に就ては何れも方丈に於てすることを通規とするが、日時に就ては諸清規必ずしも一致しては居らぬ。

(一)、隔日、排日說……『禪苑清規』には、或分_{チラ}廊。或分_{チラ}寮。或隔日。或排日。或早。或晚。各逐_ニ住持人建立_ニとあつて、極めて頻繁に行はれたことが察せられる。而も早晚いづれも住持人の指示に従つて行ひ得ることになつてゐる。

(二)、三八日說……『禪苑清規』以外の支那に於ける諸清規中、入室の項を擧げてゐるものは、何れも三八日を以て入室としてゐる。即ち

ア、入衆日用清規……三八入室、叢林定則、或不_レ拘_ニ時節。

イ、叢林校定清規總要……入室之法、或三八日、或不_レ定_ニ時節。

ウ、叢林備用清規……曉昏不_レ拘時也、近代三八、聊應_{カズ}故事。

エ、百丈清規證義記……毎月初三。初八。十三。十八。二十三。二十八日。方丈掛_ニ入室牌。

とある。而し或不定_ニ時節_ヲとあるから、三八以外の日に隨時に行ふことは住持人の任意である。入室の時刻は『備用清規』の曉昏不_レ拘_ニ時也と云ふが原則的代表意見であるやうである。

(三)、二七日說、次に日本に於ける諸清規に就て檢するに、支那撰述の清規が何れも三八日說なるに對し、日本のそれはまた何れも二七日說を探つてゐる。即ち

(甲)、瑩山清規……二日、七日、十二日、二十二日。▲月中行持十二日の項に曰く……十二日。入室。或月一度。若夏中兩三度。或普說入室。若昧旦。若薄暮。乃至夜半早曉。或寢堂。若照堂。不定處。不定時。有道古佛天童家風也……。

(乙)、僧堂清規行法抄……一日。土地堂念誦。入室。七日。入室。十二日。藥師諷經。入室。十七日。權現諷經。天童上供。入室。二十二日。聖德太子諷經。入室。二十七日。祖師宿忌。入室。

であつて何れも二七日說である。但し『永平大清規』『梧樹林清規』等には入室の項目なく、『永平小清規』は臨時行法として入室の項を設け、行法は『禪苑清規』に倣つてゐる。又濟下の『大鑑清規』黃檗の『黃檗清規』にも入室の項目を擧げてゐない。而して支那の三八日說が日本に來つて、何故に二七日說となつたかに就ては今は問題としないけれども、日本本の清規に於ては三八日は入室ではなく、普說の行はれる日とされてゐる。

三、入室に於ける一般法

入室法を紹介するのには清規として最古の『禪苑清規』のそれを引くべきであるが、諸清規とも入室はほど一致してゐるから、こゝには便宜上読み易い和文のものを引くこととする。面山和尚の『僧堂清規行法抄』に依れば、

寢堂入室作法。多衆ハ、或ハ分廊或ハ分寮シ、或ハ隔日或ハ排日ニモ、或ハ早或ハ晩ニモスベシ。住持ノ指揮ニヨル。」モシ早ハ當日ノ粥前ニ侍者、入室牌ヲ寢堂前ニカク。」寢堂ニ祖像ヲ掛テ、華燭ヲ備フ。マタ室ノ正面ニ住持ノ椅ヲ設ケテ、華燭燭ヲ備フ。當面ニ拜席ヲ設ク。」下堂ノ三下ヲ止テ、方丈前ノ鼓三下ス。早參ト同ジ。」マツ住持、祖像ニ燒

本證の入室とその特殊形態

香三拜。侍者行者モ隨拜ス。住持椅ニ據ルトキ、侍者問訊シテ右ニ立ツ。」時ニ頭首衆ヲ領ジ、祖前ニ各々燒香三拜、聯接シテ室前ニ立定ス。衆ノ多少ニテ、或ハ一行或ハ二行、三行、臘次ナリ。」時ニ侍者、住持ノ前ニ左手ニ燒香問訊シ、外ニ出デ、大衆ニ問訊シ、次ニ首座ニ問訊シ、請入了テ、行者ト共ニ歸寮ス。」首座、衆ニ問訊シ、方丈前ノ右邊ヨリ入ル。左足ヲ先ンズ。左手ニ燒香シ、近前問訊シ、禪椅ノ右側ニ至テ消息ヲ通ズ。」或ハ師家舉話シシ、學者下語カ、或ハ通話カ、或ハ請益カ、コノ三式ヲ雜モアリ。或ハ一式ヅ、三度ニモ行ズ。住持ノ料簡ニヨル。」了テ問訊退歩、當面ニ禮謝三拜。方丈門ヨリ出ヅ。左足ヲ先ンズ。出テ次ヲ揖入シ了テ、方丈ノ椅ヲ望デ、深ク問訊シ、マタ大衆ヲ問訊シテ歸寮ス。」後々ミナ同ジ。一ハ出ヅ、一ハ入ル。相向テ問訊、聯接不絶ナリ。」ミナ了テ、終ニ侍者行者、入室炷香、大展三拜シ、席ヲマク。」トキニ住持下椅シ、祖前ニ炷香大展三拜シテ休ス。」モシ名徳ノ尊宿アレバ、謝拜ノトキ住持下椅、答拜シテ送ル。」祖像ハ支那ノ清規ニハ達磨ナリ。」今ハ永祖ノ像ヲ設ケベシ。寢堂ニヨリテ、聞ノ取様アルベシ。(卷二)

とあるが、『禪苑清規』には尊宿の入室と祖像を掛けることは記されてない。而して入室法の要點は、修行者の一人づゝ方丈に入り、住持人に對して消息を通じその勘辨を受くることである。分り易く言へば宗義に對する疑問乃至自己の見解を呈出して、その指導是正を受くることである。が、更に詳しく述べ(一)師家舉話して學者下語する場合、(二)學人のみ通話の場合、(三)學人師家に向つて請益する場合の三つがある。かく云へば入室は未得道の學人にのみ限ることとの様であるが、時には師家分上の者も行ふことがある。即ち尊宿の入室である。この場合は住持人も對者に敬意を表する爲めに、禪椅を下つて答拜すると云ふのである。併乍ら、かくの如きは勿論特例であつて、入室獨參を要する階級は未得道の學人であるが、總ての學人が常に必ず孜々として參究し、自己本性の開顯に勉めて居るとは限らない。從て師家に訂すべき見

解疑問を持たぬ者も多々あるべき筈である。こゝに於てか豫め問題を與へてこれを工夫——殊に坐禪中に審慮するといふ指導法が講ぜられることになる。これが所謂公案工夫すなはち看話であつて、これに對する所見を獨參して訂すことが入室である。こゝに於てか看話と入室とは歩調を合せて發達して來たものと考へられるばかりでなく、坐禪、公案、入室の三は不可分の行事となつて來る。何れにもせよ此入室に、參禪に於ける最重要なる得道の樞要が潜むとすれば、それは謂はゞ學道に於ける生命的行事であつて、看話禪が此の事を最重要視するは當然でなくてはならぬ。

而し公案禪を排し本證妙修を力説する高祖の禪風よりすれば、坐禪||公案拈提||入室獨參といふ三關聯に依る入室はあり得ぬことゝなる。こゝに高祖の『大清規』が入室法を省略し、辨道法を重視する僧堂中心主義なる理由を見出し得るのであらう。しかし、その『辨道法』の重大性も入室に依て初めて知られるのではないか。とすれば、入室は『辨道法』よりも更に根基的なるものではないか、といふ理論も成立するであらうけれども、それは坐禪||辨道法の意義功夫||入室獨參といふ三關聯に依るものではない。坐禪はどこまでも本證の行事であつて、功夫の機關ではない。こゝに於てか高祖に傳法入室以外の入室があるとすれば、本證妙修に抵觸なき特殊の入室法でなければならぬ。

但し此處に斷つて置かねばならぬことは、『瑩山清規』や『僧堂清規』等に入室法があるからとて、直ちに瑩祖や面山禪師が公案中心の坐禪を行ぜられたとは断ぜられぬことである。

四、入室に於ける特殊行法

高祖の入室を考察する前に、高祖道の根基となつてゐる天童淨祖の佛法に於ける入室を知る必要がある。『瑩山清規』に

もその大要を示してゐる。曰く

十二日。入室。或月一度。若夏中兩三度。或普說入室。若昧旦。若薄暮。乃至夜半早曉。或寢堂。若照堂。若堂前。不^レ定處。不^レ定時。有道古佛天童家風也。・・・普說者西鼓長打五下。若^{キハ}大衆遙立禪椅^ヲ。虛心聽法。普說了^{スルガ}主人以^ニ拂子^ヲ打^テ禪牀角^ヲ云。請^フ入室。不^レ論^セ誰人。禪牀近人。進^テ禪牀角^ヲ。通話出^{シテ}。次當面問訊。主人下座。^(月分、十)

これは恐らく『永平廣錄』及び『正法眼藏諸法實相』の記述に依るものであらう。『廣錄』に曰く、

先師天童出世。乃千載一遇也。雖^モ當^ハ遙運。軌則尤嚴。或半夜。或晚間。或齋罷。總不^レ拘^ラ時節。或擊^テ入室鼓^ヲ乃普說。或擊^ハ小參鼓^ヲ乃入室。或手打^テ僧堂槌^ヲ。在^テ照堂^ニ普說。普說了^{ツテス}入室。乃希代之勝躅也。今大佛既爲三天童之子。亦行^ス晚參。是則我朝之最初也。^(卷第二)

これに由て淨祖の入室は時處を定ぬことゝ、普說を了つて其まゝ入室させたことが知られる。しかし此點を一層明確にするものは『眼藏諸法實相』の文である。曰く

先師天童古佛、アル夜間（寶慶二年丙戌春三月）ニ方丈ニシテ普說スルニイハク、天童今夜有^リ牛兒[。]黃面瞿曇拈^ズ實相^ヲ。要^{レバ}買那堪^ノ無定價[。]一聲杜宇孤雲上[。]頌ヲハリテ、右手ニテ禪椅ノミギノホトリヲウツコト一下シテイハク、入室スベシ。入室話ニイハク、杜鵑啼^キ山竹裂^{サク}。カクノゴトク入室話アリ。別ノ話ナシ。衆家オホシトイヘドモ下語セズ、タダ惶恐セルノミナリ。コハ入室ハ儀ハ、諸方ニイマダアラズ、タダ先師天童古佛ノミ、コハ儀ヲ儀セリ。普說ノ時節ハ椅子屏風ヲ周匝シテ、大衆雲立セリ。ソノママニテ雲立シナガラ、便宜ノ僧家ヨリ入室スレバ、入室オハリヌル人ハ、例ノゴトク方丈門ヲイデズ。ノコレル人ハ、タダモトノゴトクタテレバ、入室スル人ノ威儀動止、ナラビニ堂頭

和尚ノ容儀オヨビ入室話、トモニミナ見聞スルナリ。」コノ儀イマダ佗那裏ノ諸方ニアラズ、佗長老ハ儀不得ナルベシ。

佗時ノ入室ニハ、人ヨリハサキニ入室セントス。コノ入室ニハ、人ヨリモノチニ入室セントス。人心道別ワスレザルベシ。シ。…カノトキノ普說入室ハ衆家オホク、ワスレガタシトオボエタリ。

『廣錄』の文は右の略であり『瑩山清規』の文は右二文の意味を綜合したものであらうが、此三つを通して、普說了て入室、又は普說入室の語が注意される。普說とは入室獨參に對する語であつて、座下の大衆全體を對象とする說法を意味するから、普說入室と云ふ熟字は成立たぬ譯であるのに、淨祖は普說入室を事實に依つて示して居る。即ち淨祖は普說を了るや、そのまゝで便宜の人から一人づつ進み出て問法させるのであつて、これを入室と云て居られる、この入室に於ては惣ては解放せられたるまゝである。問者答者の一舉一動、一言半句は大衆の看視のまゝで行はれてゐる。この點甚だ小參と酷似し、入室獨參の一般的意味は甚だ稀薄ではあるが、これが淨祖獨特のものであり、高祖が推稱措かざる入室である。此入室に於て今一つ注意さるべきことは、何等公案が課題として豫め與へられて居らぬことである。而しこれに依つて他見他聞を許さぬ寢堂即ち方丈内に於ける公案重視の入室の外に、時處に拘らず、而かも障壁を設けず、解放的にして公案を用ひざる普說入室のあることが示された。而して本證妙修の坐禪に於ては、本證の大事實を信解することが、全大衆に課せられたる基本的綜合的一大公案であるから、各自に個々の枝末的公案を與ふることは必ずしも生命的行事ではない。況や修行なるものは本證の自覺の樹立であり、本證の大事實と矛盾する一切の染法よりの完全離脱に外ならぬから、上堂、小參、普說の如き公開の席上に於て開示せらるる教法以外に、秘すべき一法も存しないのであつて、普說の說法内容と入室に於ける答話の内容は全く同一であるべき筈である以上、坐禪||公案功夫||入室といふが如き三法關聯の入

室の如きは、本證妙修に於ては高き價値を價ひせぬことゝなるのである。而らば淨祖の嫡嗣としての高祖は如何なる入室を行ぜられたであらうか。

五、本證の入室

高祖の入室が如何なるものであつたかを知る文獻はない。前述の如く『大清規』には入室の項がないばかりでなく、『眼藏』中にも洗面法、洗淨法、看經法、安居法等があるけれども入室法なるものは何處にもない。僅かに前記『諸法實相』に淨祖の普說入室を説く記事と、『知事清規』中の二三箇處に入室の文字を見るだけである。此中、高祖に入室があつたかも知れぬと推察し得べきものは、國頭の章に、

然而^{レドモ}。公界^{レドモ}諷經。念誦。上堂。入室等之時。必來^{ズツテ}隨^{ヒニ}衆。不可^ラ不^{シバ}參。

とある只一つだけである。従つてこれだけで高祖の入室の有無を論斷することは困難である。思ふに高祖に於ては、本證の三昧を高揚する限り、入室よりも『辨道法』が遙かに重要であつて、清規としてはこれと『坐禪儀』が最も根幹的のものであつたのではなからうか。果して而らば洞上の諸清規が多く辨道法を省略して入室法を收載して居ることは、一考を要するのではなからうか。

併乍ら以上を以て直ちに高祖に入室がないとは斷ぜられない。前掲『永平廣錄』の文末に、今大佛（高祖）既爲^{ヨタリ}二天童之子。亦行^ズ晚參^ヲとあるは、天童の嫡嗣である以上、淨祖同様、普說入室のための晚參を行ふと云ふ意味である。従つて高祖も解放せられたる普說入室だけは行はれたと見るべきであらう。『大清規』の特色は其々の清規教訓に第一義的原理を與

へて居る點にあると云へる。例へば『辨道法』に於ては「佛々祖々、在道而辨、非道而不辨」とある如きである。これは『用心集』に「自己本在道中。不迷惑。不顛倒」とあるに同じいけれども、若し高祖に入室法が示され、これにも原理精神が與へられたとするならば、恐らく「佛々祖々。在室中辨道。入也不得、出也不得」の意味を以て示されたであらう。即ち一切衆生は無始以來この室中に在つて學道して居ると云はれるであらう。而して室は必ずしも八疊や十疊の寢堂（方丈）ではなく、大圓覺としての寢堂、宇宙的なる維摩方丈室であつて、一切衆生は此中に生死去來してゐるのである。故にこれを知れば所謂「一生參學の大事」がこゝに終了する譯である。この參學は室に入つて學するのではなく、既に（本來）室中に在る我を見出すのであり、室そのものゝ絶大性を知るに在る。かゝる入室を本證の入室と名くることは敢て差支へないであらう。『辨道法』に準じ、僧堂裡に住持人を始めとして一山大衆が黙々として坐定することは、それが其まゝ正令の全提であり、入室の一大事が遂げられてゐると云ふ自覺に本づくものである。こゝにも吾等は本證の一つを以て貫く、高祖道の純一性を見出すことが出来るのである。

（昭和一二・一・三三）